

# 令和4年度 森林公園金川の森 ケータリングカー出店要項

令和4年2月1日

日頃より山梨県森林公園金川の森の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、当公園では、令和4年度のケータリングカー出店要項を次の通り定めました。

つきましては、当公園において、ケータリングカーで出店されようとする皆様は、本要項を遵守の上、出店していただきますようお願いいたします。

山梨県森林公園金川の森園長

## 1. 出店期間と書類提出締め切り

出店期間	書類提出締め切り
令和4年4月1日～4月30日	令和4年3月1日までに提出
令和4年5月1日～5月31日	令和4年4月1日までに提出
令和4年6月1日～6月30日	令和4年5月1日までに提出
令和4年7月1日～7月31日	令和4年6月1日までに提出
令和4年8月1日～8月31日	令和4年7月1日までに提出
令和4年9月1日～9月30日	令和4年8月1日までに提出
令和4年10月1日～10月31日	令和4年9月1日までに提出
令和4年11月1日～11月30日	令和4年10月1日までに提出
令和4年12月1日～12月30日	令和4年11月1日までに提出
令和5年1月2日～1月31日	令和4年12月1日までに提出
令和5年2月1日～2月28日	令和5年1月2日までに提出
令和5年3月1日～3月31日	令和5年2月1日までに提出

※11～3月は月曜(月曜祝日の場合、翌日)が休園日のため、除く

※12/31、1/1は休園日のため、除く

## 2. 出店場所

- ① どんぐりの森
- ② スポーツの森（※スポーツの森での出店の場合は、電源がありません。自家発電機をご用意ください）

## 3. 出店料

○平日：3,000 円(税込)

土日祝日：5,000 円(税込)

○追加で必要な費用

・公園の電源を使用する場合(どんぐりの森のみ)：別途 500 円(税込)

・6m×3mを超える面積を占有される場合：1 m<sup>2</sup>につき 50 円(税込)

※ひさしを広げたり、車の周辺にテーブルや椅子などを設置する場所も含まれます。

## 4. 出店までの流れ

(1) 出店の申込(電話またはサービスセンター窓口にて直接)

↓

(2) 書類の提出(下記の「5. 提出書類」を参照)

↓

(3) 出店可否の連絡

↓

(4) 出店料振込

・金川の森サービスセンター窓口にて、直接、現金支払いも可能です。

・出店料は先払いとなり、振込確認次第、出店いただくことが決定となります。

・振込氏名は、申請書に記入した名前か屋号を入れてください。(どなたが、入金されたのか確認ができるようにするため)

・振込手数料はご負担ください

振込先：山梨中央銀行 貢川支店 普通口座 748230

口座名：一般社団法人山梨県木材協会 金川の森自主事業 代表理事 天野公夫

【シャ、ヤマナシケンモクサイキョウカイ カネガワノモリジシユジギョウ ダイヒョウリジ アマノキミオ】

↓

(5) 出店当日

① 出店されるエリアの下記の施設にて受付

・どんぐりの森 ⇒ サービスセンター

・スポーツの森 ⇒ スポーツの森のサイクルステーション

② 体調チェック

③ 出店場所・電源の確認

## 5. 提出書類

- 森林公園金川の森におけるケータリングカーの利用及び出店申請書
- 山梨県の車輛営業許可証のコピー
- 営業車検証のコピー
- 食品衛生責任者と分かる書類のコピー
- 生産物賠償責任保険加入(PL 保険証書)のコピー
- 当日参加される従業員(スタッフ)全員の名簿(氏名・生年月日)
- 当日参加される従業員(スタッフ)全員分の運転免許証のコピー(お持ちでなければ、顔写真のコピーと生年月日の記載されている身分証明書のコピー)
- ケータリングカーの平面図(mも記入してください。書式は自由です。)

## 6. 注意事項

- ・ 販売する商品が飲み物やかき氷のみの場合は、出店をお断りさせていただきます。
- ・ 出店を取りやめる場合は速やかにご連絡ください。
- ・ 出店を取りやめた場合、キャンセル料として占有・制限行為許可申請費(1,500 円)をいただきます。口座振込による返金をご希望の方は、出店取りやめのご連絡をされる際に、振込先もお教えください。振込にて、ご返金の場合、振込手数料を差し引いた金額をご返金します。
- ・ 出店場所は、サービスセンタースタッフの指示に従って設置してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に配布する「ケータリングカー及び 屋外出店者等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」をよくお読みになり、遵守するようお願いいたします。また、当日は必ずサービスセンターにて体調チェックを受けてください。平熱より1度以上熱がある等、風邪症状、嘔吐・下痢などの症状がある場合には、速やかに退園していただくよう、ご協力をお願い致します。
- ・ 指定管理者は、「暴力団の利益となる」使用であることが判明した場合は使用許可を取り消します。また、その認定のために申請書と従業員(スタッフ)名簿に記載された内容、身分証明書等を山梨県警へ照会する場合があります。

## 7. お申込み・お問合せ

山梨県森林公園金川の森 サービスセンター  
〒405-0074 山梨県笛吹市一宮町国分 1162-1  
電話:0553-47-2805 FAX:0553-39-9821  
メール:info@kanegawanomori.jp